

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年8月21日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇.〇〇.〇〇日の県車両（〇〇）（以下「本件車両」という。）に関する運転記録及び修理した関係書類一式（R2年6月11日請求書以後）現在まで」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年9月1日、実施機関は、本件請求に係る公文書について、「令和2年6月12日から令和2年8月21日までの県有車両使用簿（〇〇）」（以下「本件公文書」という。）と特定した上で、公文書公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年9月9日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和4年8月10日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為。

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類（事故修理〇〇）等の公開書類を出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件請求において審査請求人が開示を求めている公文書は、令和2年6月12日から令和2年8月21日までの本件車両に係る本件公文書であると特定した上で、本件処分を行ったものである。
- (2) 審査請求人は、本件処分に対して「本件車両に関するあるべき書類（事故修理）等の公開書類を出せ」と主張しているが、実施機関の南部総合県民局県土整備部＜阿南＞においては県有車両（本件車両）の修理に関する事務は所管していないことから、この件に関する文書を作成し、又は取得もしていない。
- (3) 以上により、実施機関は本件請求に係る本件車両の修理に関する文書を保有しておらず、本件請求時に保有していた車両使用簿について、条例第12条第1項の規定により、本件処分を行ったものである。

なお、本件車両に関する「修理した関係書類」については、管財課及び県有車両（本件車両）の維持・管理に関する事務を所管している南部総合県民局地域創世部＜阿南＞において、それぞれ公文書公開請求拒否決定を行っている。また、審査請求人は、これらの公文書公開請求拒否決定に対しても、本件処分に対する審査請求と同じ趣旨・理由で審査請求を行っている。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和4年8月10日	諮問
令和7年2月18日 第2部会（第20回）	審議
同 年 3 月 1 8 日 第2部会（第21回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の対象公文書について

実施機関は本件請求に係る公文書を本件公文書と特定して本件処分を行っている。

審査請求人は、事故修理等の公文書があると主張しているため、以下、審査請求人がその存在を主張する公文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象公文書の保有の有無について

南部総合県民局の事務分掌を確認したところ、公用車の管理に関することについては、南部総合県民局地域創生防災部＜阿南庁舎＞の分掌事務とされており、南部総合

県民局県土整備部＜阿南庁舎＞は事務を所管していない。

以上により、本件請求に係る公文書のうち、本件車両に関する修理した関係書類を作成、又は取得していないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榊本 久実	税理士	